

議案第 106 号

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市公園条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「3 か月」を「3 月」に改め、同条第 3 項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料		
区分	単位	金額
公園施設の設置	1 月につき	当該土地の価額の 1000 分の 6 を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1 月につき	当該施設の価額の 1000 分の 8 を超えない額の範囲内で市長が定める額
備考 使用の期間が 1 月未満のとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、その月の日数に応じて日割計算により算出する。		
2 都市公園を占有する場合		
占有物件名	単位	使用料の額
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	350 円
第 2 種電柱		540 円

第3種電柱			730円
第1種電話柱			320円
第2種電話柱			500円
第3種電話柱			690円
その他の柱類			32円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	3円
地下電線その他地下に設ける線類		につき1年	2円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	630円
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	630円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円
	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		76円

	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		130円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		190円
	外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円
郵便差出箱	1個につき1年		270円
公衆電話所			630円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	当該土地の価格の1000分の0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額	
標識	1本につき1年		500円
警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	占用面積1平方メートルにつき1年		630円
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月		96円
業として行う映画撮影及び興行のための仮設工作物	1日につき		9,000円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに

限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

5 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

### 3 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	使用料の額
行商、募金、その他これらに類する行為をすること。	1日につき	990円
業として行う写真の撮影	1台 1日につき	990円

業として行う映画撮影及び興行	1日につき	9,880円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の一部を独占して利用すること。	1日につき	9,880円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「公園の使用」という。）の期間が<u>3月</u>を超えない場合においては、公園の使用の許可の際、徴収する。</p> <p>2 公園の使用の期間が<u>3月</u>を超える場合においては、前項の規定によるほか、市長が定める方法によって使用料を納付することができる。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「公園の使用」という。）の期間が<u>3か月</u>を超えない場合においては、公園の使用の許可の際、徴収する。</p> <p>2 公園の使用の期間が<u>3か月</u>を超える場合においては、前項の規定によるほか、市長が定める方法によって使用料を納付することができる。</p> <p><u>3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。</u></p>

別表第2（第10条関係）

1. 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額
公園施設の設置	1月につき	当該土地の価額の1000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1月につき	当該施設の価額の1000分の8を超えない額の範囲内で市長が定める額

備考 使用の期間が1月未満のとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

2. 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	使用料の額
第1種電柱	1本につき1年	350円
第2種電柱		540円
第3種電柱		730円
第1種電話柱		320円
第2種電話柱		500円
第3種電話柱		690円
その他の柱類		32円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
地下電線その他地下に設ける線類	2円	
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	630円
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	630円

別表第2（第10条関係）

1. 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額
公園施設の設置	1か月に つき	当該土地の価額の1000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1か月に つき	当該施設の価額の1000分の8を超えない額の範囲内で市長が定める額

2. 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	使用料の額
第1種電柱	1本につき1年	1,000円
第2種電柱		1,600円
第3種電柱		2,200円
第1種電話柱		930円
第2種電話柱		1,500円
第3種電話柱		2,100円
その他の柱類		72円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
地下電線その他地下に設ける線類	5円	
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円

水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1.3円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		1.9円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		2.8円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		3.8円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		5.7円
	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		7.6円
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		13.0円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		19.0円
郵便差出箱	1個につき1年	27.0円	
公衆電話所		63.0円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日	当該土地の価格の10.00分の0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額	

水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	4.8円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		7.2円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		9.5円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		19.0円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		48.0円
	外径が1メートル以上のもの		95.0円
郵便差出箱	1個につき1年	60.0円	
公衆電話所		1,40.0円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日	当該土地の価格の10.00分の0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額	

標識	1本につき1年	500円
警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	占有面積1平方メートルにつき1年	630円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1月	96円
業として行う映画撮影及び興行のための仮設工作物	1日につき	9,000円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

標識	1本につき1年	1,100円
警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1か月	440円
業として行う映画撮影及び興行のための仮設工作物	1日につき	9,000円

3 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	使用料の額
行商、募金、その他これらに類する行為をすること	1日につき	990円
業として行う写真の撮影	1台 1日につき	990円
業として行う映画撮影及び興行	1日につき	9,880円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の一部を独占して利用すること。	1日につき	9,880円

3 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	使用料の額
行商、募金、その他これらに類する行為をすること	1日につき	990円
業として行う写真の撮影	1台 1日につき	990円
業として行う映画撮影及び興行	1日につき	9,880円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の一部を独占して利用すること。	1日につき	9,880円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。